

ぎふ技術革新センター設置機器使用要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、科学技術分野の産学官共同研究開発を行い、その成果を普及し、その活用を促進することにより、科学技術を駆動力とした地域経済の活性化を図ることを目的として、本県産業技術総合センターに設置する「ぎふ技術革新センター」の機械器具等（以下「機器」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用期日等）

第2条 機器は、原則、休日以外の日（以下「休日」という。）の午前9時から午後5時までの時間に使用できるものとする。ただし、産業技術総合センター所長（以下「所長」という。）が必要と認めるときは、当該日及び時間を変更することができる。

（使用料）

第3条 機器の使用料（以下「使用料」という。）は、別表のとおりとする。

（使用の申込）

第4条 機器を使用する者（以下「使用者」という。）は、ぎふ技術革新センター設置機器利用申込書（以下「申込書」という。）（別記様式第1-1号）を所長に提出しなければならない。

（使用の承認）

- 第5条 所長は前条の申込書を受理したときは、これに収受印を押印した上で審査し、使用を承認する場合は、別に定める承認印を押印して、そのコピーを申請者に交付する。担当職員は、使用者から当該コピーの提示を受けた上で、機器の使用を認める。なお、承認できない場合については、利用不承認通知書（別記様式第1-2号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。
- 2 所長は、前項の承認をする場合において、必要があると認められるときは、条件を付することができる。この場合、センター設置機器の利用に係る条件付承認書（別記様式第1-3号）により、条件の内容を明記するものとする。

（使用料の納付）

- 第6条 使用者は、所長が発付する納入通知書により、第3条の使用料を納付しなければならない。
- 2 使用者は、納付した使用料の返還を請求することはできない。ただし、所長がやむを得ない事情があると認める場合は、使用料の全部又は一部を返還することができる。

（利用状況の報告）

第7条 使用者は、当該機器若しくは他の機器又は建物施設（以下「機器等」という。）の利用状況について、所長の求めに応じ、速やかに利用状況報告書（別記様式第2号）を提出し、必要に応じその指示を受けなければならない。

（機器使用后等の整理）

第8条 使用者は、機器の使用を終わり、又は使用を中止したときは、当該機器を使用前の状態に復すとともに、使用場所の整理清掃を行わなければならない。

（事故状況の報告）

第9条 使用者は、機器の使用中に事故等により機器等を損傷したときは、速やかに所長に連絡するとともに、事故報告書（別記様式第3号）を提出し、その指示を受けなければならない。

（使用者の賠償責任）

第10条 所長は前条の場合において、機器等の損傷が、使用者の責に帰すべき事由によるものと認めるときは、使用者に機器等の修理又は損害の補てんをさせなければならない。

2 前項により修理又は補てんした機器等は、所長の検査を受けなければならない。

（使用の取り消し）

第11条 所長は使用者が次の各号に該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。

- （1）使用を承認された機器等を、善良な管理者の注意をもって使用しなかった場合
- （2）使用を承認された機器を使用目的以外に使用し、又は使用しようとした場合
- （3）この要綱、又はこれに基づく所長の指示に従わない場合

（災害の補償）

第12条 使用者の機器使用中の災害補償については、使用者が属する関係団体又は使用者が対処し、使用者は県に対して一切求償できないものとする。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月11日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別記

様式第 1－1 号（第 4 条関係）

年 月 日

岐阜県産業技術総合センター所長 様

会 社 名

代表者職氏名

住 所 〒

電 話 番 号

担当者職氏名

ぎふ技術革新センター設置機器利用申込書

ぎふ技術革新センター設置機器使用要綱に従い、下記のとおり申し込みます。

記

1. 利用目的

2. 利用機器名

3. 利用予定日時等

年 月 日 時 分 から
年 月 日 時 分 まで

4. ※実際の利用日時等（職員が記入すること。）

年 月 日 時 分 から
年 月 日 時 分 まで

5. ※利用料金（職員が記入すること。）

利 用 機 器 等	単 位	単 価	数 量	利用料金
合 計				

備考 1 申請者は、※欄には記入しないでください。

2 機器使用中に機器等の損傷が使用者の責に帰すべき事由によるときは、使用者の責任において、機器等の修理又は損害の補てんをお願いします。

3 機器使用中の災害については、使用者が属する関係団体又は使用者が対処し、県は一切責任を負いません。

4 使用後は、使用前の状態に復帰するとともに、使用場所の整理清掃を行い、持ち込んだ機材及び作業用具等により生じた廃棄物は持ち帰ってください。

様式第 1－2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

会社名
代表者職氏名 様

岐阜県産業技術総合センター所長

ぎふ技術革新センター設置機器利用不承認通知書

年 月 日付けで提出のあった機器利用申込書を審査した結果、下記の理由により不承認とします。

記

1. 申込内容

（1）利用目的

（2）利用機器名

（3）利用予定日時等

年	月	日	時	分	から
年	月	日	時	分	まで

2. 不承認理由

第 号
年 月 日

会社名
代表者職氏名 様

岐阜県産業技術総合センター所長

ぎふ技術革新センター設置機器の利用に係る条件付承認書

年 月 日付けで提出のあったぎふ技術革新センター設置機器利用申込書を審査した結果、下記条件を付した上で承認します。

記

1. 申込内容

（1）利用目的

（2）利用機器名

（3）利用予定日時等

年	月	日	時	分	から
年	月	日	時	分	まで

2. 利用条件

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

岐阜県産業技術総合センター所長 様

会 社 名 _____

代表者職氏名 _____

住 所 〒 _____

電 話 番 号 _____

担当者職氏名 _____

ぎふ技術革新センター設置機器利用状況報告書

ぎふ技術革新センター設置機器の利用状況について、下記のとおり報告します。

記

1. 利用日時 年 月 日 時 分 から
 年 月 日 時 分 まで

2. 利用機器名

3. 利用の状況

※利用機器の状況，機器の動作時間，操作手順，動作時のパラメータ，測定・加工したサンプル，取得データや加工結果，複数人で利用した場合は実際の操作担当者や各人の役割等を具体的に記載すること

岐阜県産業技術総合センター所長 様

会 社 名

代表者職氏名

住 所 〒

電 話 番 号

担当者職氏名

ぎふ技術革新センター設置機器事故報告書

ぎふ技術革新センター設置機器の事故状況について、下記のとおり報告します。

記

1. 事故日時 年 月 日 時 分 頃

2. 利用機器名

3. 損傷機器等名

4. 損傷の程度

5. 損傷の状況

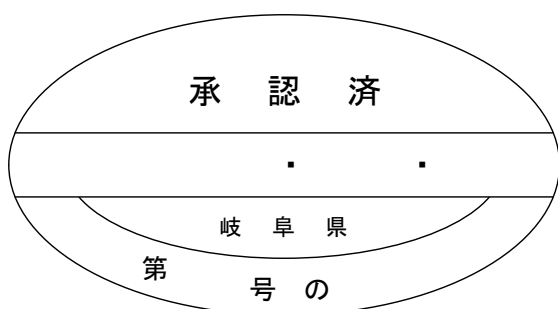
別表（第3条関係）

機 器 名 等		単 位	使 用 料 (円)
1	5 軸 N C 加工機	1 時間につき	2, 6 2 0
2	C A D / C A M	1 時間につき	2 5 0
3	精密平面研削機	1 時間につき	3, 0 5 0
4	プロファイル研削機	1 時間につき	1, 7 9 0
5	電動サーボプレス	1 時間につき	3, 9 5 0
6	3 次元レーザー加工機	1 時間につき	2, 1 0 0
7	小型オートクレーブ	1 時間につき	1, 9 1 0
8	ホットプレス	1 時間につき	1 0, 9 8 0
	ただし、耐熱フィルムを使用する場合	1 mにつき	6, 4 3 0
9	大気圧プラズマ装置	1 時間につき	1, 4 6 0
10	超音波溶着装置	1 時間につき	9 2 0
11	落錘型衝撃試験機	1 時間につき	2, 3 0 0
12	疲労試験機	1 時間につき	2, 6 1 0
13	万能試験機	1 時間につき	2, 2 6 0
14	振動試験装置	1 時間につき	9, 0 2 0
15	電磁力式微小試験機	1 時間につき	4 5 0
16	コンパクト油圧加振機	1 時間につき	1, 0 3 0
17	恒温恒湿室	1 時間につき	2, 8 0 0
18	耐候試験機(スーパーキセノン)	1 時間につき	1, 2 5 0
19	耐候試験機(サンシャインウェザーメーター)	1 時間につき	7 5 0
20	発熱測定試験機	1 時間につき	7, 5 0 0
21	工具顕微鏡	1 時間につき	1 9 0
22	3 次元測定機・非接触 3 次元測定機	1 時間につき	1, 4 5 0
23	画像測定機	1 時間につき	1, 0 5 0
24	自動 X 線回折装置	1 時間につき	2, 2 3 0
25	超音波検査装置	1 時間につき	5 7 0
26	金属顕微鏡	1 時間につき	3 5 0
27	集束イオンビーム高分解能走査電子顕微鏡複合装置	1 時間につき	1 0, 1 2 0
28	EBSD解析用断面試料作製装置	1 時間につき	1, 4 9 0
29	フィールドエミッション電子プローブマイクロアナライザ	1 時間につき	7, 9 4 0
30	オージェ電子分光分析装置	1 時間につき	9, 7 5 0
31	発光分析装置	1 時間につき	1, 5 9 0
32	赤外分光光度計FT-IR	1 時間につき	2, 0 0 0
33	顕微ラマン分光光度計	1 時間につき	5, 7 1 0
34	ICP質量分析装置	1 時間につき	5, 1 6 0
35	ガスクロマトグラフ質量分析装置	1 時間につき	7, 7 5 0
36	恒温・恒湿器	1 時間につき	2 8 0
37	乾燥機	1 時間につき	3 3 0
38	熱分析装置	1 時間につき	5, 4 4 0
39	クリーンルーム	1 時間につき	4 5 0

別紙（第 5 条関係）

要綱第 5 条に定める承認印は次のとおりとする。

一 承認印



規 格：回転印

書 体：行書体

大きさ：28mm×42mm の楕円型